

議員提出議案第3号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成27年10月7日

芦屋市議会議長 畑 中 俊 彦 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会
委員長 中 島 健 一

提案理由

議会の出席に関する規定を整備するため、この規則を制定しようとするもの。

芦屋市議会規則第 号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則

芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「，疾病，出産その他の事由により」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。